第２４回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会　議事録

【日時】令和5年1月30日（月）15：00～17：00

【会場】咲州庁舎　迎賓会議室

【出席委員】

岩田　三千子　　摂南大学 名誉教授

泉本　徳秀　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表理事

上田　一裕　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

小尾　隆一　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　常務理事

斉藤　千鶴　　　関西福祉科学大学　社会福祉学部　社会福祉学科　教授

柴原　浩嗣　　　一般財団法人　大阪府人権協会　業務執行理事　兼　事務局長

田中　米男　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　副会長

中屋　吉広　　　一般社団法人　大阪外食産業協会　常務理事

西尾　元秀　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

羽藤　隆　　　　一般社団法人　大阪脊髄損傷者協会　会長

林　　幹二　　　日本チェーンストア協会関西支部　事務局長

山本　尚子　　　公益社団法人　大阪府建築士会　委員

〇事務局

委員紹介、資料確認　等

次に、前回に引き続きまして、11月末で田中前会長が退任され、その後審議会を開催する前の部会でございます。

今回の部会についても、部会長が不在であります。

そのため、大阪府福祉のまちづくり条例施行場状況調査検討部会設置要綱第3条第3項の規定により、部会長代行を委員の互選により選任させていただきます。

〇委員

部会長代行には福祉のまちづくりやユニバーサルデザインのご専門である岩田委員にお願いしてはいかがでしょうか。

〇事務局

ありがとうございます。

その他ご意見等ございませんでしょうか。

ご異議がないようですので、岩田委員に部会長代行をお願いしたいと思います。

それでは、これ以降の議事につきましては、岩田部会長代行よろしくお願いいたします。

〇部会長代行

はい、失礼致します。推薦いただきました岩田です。

本日、部会長代行として務めさせていただきます。

これまでも何度か皆様にお目にはかかっておりますがいつも勉強させていただいているか教えていただくことが多いです。

今日は何とか部会長代行として、お役に立てるよう頑張りますのでよろしくお願いいたします。

それではただいまより大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会を開催したいと思います。

委員の皆様には本日はお忙しいところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の部会では、忌憚のないご意見をいただければと思っております。

活発なご議論をよろしくお願いいたします。

お手元の方の資料次第をご覧ください。

事務局からまず、議題一番について「重度の障害介助者等への対応」「小規模店舗のバリアフリー化」等に係る建築設計標準の改正を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂について説明をお願いいたします。

〇事務局

資料1-1から1-6について説明

〇部会長代行

ただいま事務局から資料についてのご説明がございましたがちょっとかなり量が多いのですが、前回12月21日以後、いろんなご意見に対してそれを反映するというかなりタイトなスケジュールであっただろうなというふうに思います。

それで皆さんどうでしょう。もう既に少し事前に資料をお目通しいただけてますでしょうか。

とりあえず今日、改めましてご意見今からこの資料についてご意見をお伺いしたいと思いますが、どなたかご質問等ございませんでしょうか。

〇委員。

いろいろ反映して変えていただきましてありがとうございます。

いくつかちょっと、確認と質問させていただきたいのですが。

この資料1－5のと下のページでいうと183で、新規で、2（21小規模店舗における設計ガイドラインっていうふうにまとめられてる部分ですが、利用シーンで整理していただいているっていうことですが、確認一つ、一つ質問。

ここに書いてある項目は、全てこの前のところから引っ張ってきているというものではなくて、引っ張ってきているものと、もうここにしか記載がないものと両方あって、前から引っ張ってきてるものについては、前のページで黒丸になってて、義務ということになってるんだけれども200平米未満であるとそれはマストにはならないので白丸で記載はされてるけど、アスタリスク1とかアスタリスク2ということで、前のところでは黒丸ここに白丸なってるところはそういうところで、表記にしていただいているっていうことでいいんでしょうかっていうことか確認の質問です。

それと、ここ、ぱっと見たんですけれども、駐車場の6番のところなんですけれども、前のあの説明のところで確か設置しないというふうに変えたっていうふうに駐車場のところではあったと思うんですけれども。

ここの説明のところは、前と変わらずに設置する場合にはっていうふうな記載になっているっていうのは、作業上のミスであるとかそれともここはこういうふうに載せるのか。

ということがもう一つ質問です。

あと1－6のところもあるんだけど少し長くなるんで一応この1－5の確認と質問ということで、お答えいただけたらと思います。

〇事務局

21に記載の項目が全て前にあるのかという点は、一対一で対応しているということではないんですけれども、必要な分は21に盛り込ませていただいています。前の単元で、黒丸の義務基準になってるところが、21番に来たときには委員おっしゃったように白丸になっておりまして、その部分がアスタリスク1とか2と記載しております。

それと、ご質問ということでありました駐車場のところ183ページ、点字資料では112ページなるかと思いますがここは大変申し訳ございません。こちら作業上のミスでございまして、こちらの前のページにある分が正解でございまして、支障となるロック板は設置しないという形にさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

〇部会長代行

よろしいですか。

あとあの資料1－6の方もあるっておっしゃったんですがとりあえず資料1－5の方で他の方何かございませんでしょうか。

〇委員

失礼します。

墨字で50ページのオールジェンダートイレの表現のところ、前回発言させていただきまして、その後私の考えるところを提出させていただきました。

それを含めて修正をしていただきましてありがとうございます。

50ページのところでは、高齢者や知的発達障害等の同伴介助やトランスジェンダー等の利用に配慮し、広めのオールジェンダートイレ（男女共用トイレ）を設置することに配慮するとなっています。

あのトランスジェンダーという意味ではオールジェンダートイレというのを、名称として示した方が良いと思います。

ただ高齢者や知的発達障害等の同伴介助同伴介助についてオールジェンダートイレという表現は、なかなか違う形になると思います。

そういう意味で私は、従前あります同伴介助に求められる男女共用トイレということと、それからトランスジェンダーに対応してのオールジェンダートイレ、男女共用トイレという項目を、別にした方がわかりやすく誤解がないのではないかというふうに思います。

そして、万博のガイドラインなんかでも、これはパビリオンでどうするかという話なんですけども、やっぱりオールジェンダートイレを設けるというのは一つの項目になっておりますので、項目を分けた方が良いと思います。

そして、あの解説のところに、オールジェンダートイレの意味とかをですね、少し書き加えることができたら、理解が広がるのではないかというふうに思います。

項目を増やしていいのかどうなのかちょっとわかりませんけどもこれは別に、同伴介助のためとそれからトランスジェンダー等への対応というのは別項目にして、解説を加えると、いうことが良いのではないかと思います。

以上です。

〇部会長代行

はいありがとうございます。

ここの表現なんですけど、もしもこれオールジェンダートイレっていうのを消したら、男女共用トイレだけになるんですけどそれはやっぱり二つの項目に分けておいた方がよろしいですか。

オールジェンダートイレと男女共用トイレもしくは介助者用トイレみたいな表現で分けた方がいいというふうに今提案いただいたと思うんですけど。

やっぱ分けた方がいいってことですね。

〇委員

私は分けた方がいいという意見です。形式としては男女共用トイレという形になると思いますけども、やはりトランスジェンダーが男性用あるいは女性用のトイレを使いにくいというのは、トイレの形式もありますけども、やはりその性への理解が社会の中でない、それがバリアになってるっていうなところもありますので、やっぱオールジェンダートイレという名称、その意味合いということは、出すべきだと思います。

形式は男女共用トイレになったりするかと思います。

私、阪急電車乗ってましたら、トイレリフレッシュプロジェクトっていうのがすすめられてまして、ポスターが貼ってあるんですけども、女性のところと男性のところと、真ん中のところが多目的であって、男女の標識、両方の標識が付いているっていうそういうのになったりしてますんでその前に様々な人が使うっていう様々な人の事例が載ったりしてるんですけども、そういうな形で、形は同じになるかもしれませんけども、トランスジェンダーオールジェンダートイレという意味合いということは社会に広げていかないと、やはり社会からの偏見があって、従前のトイレでは使いにくいということが課題になっています。

そういうところで、別項目にしたらどうかということが私の意見です以上です。

〇部会長代行

事務局いかがですか。

〇事務局

今ご意見いただきました、分けるような形で文章の方を考えさせていただけたらと思っております。

〇部会長代行

わかりましたありがとうございます。

他に何かご質問ございますかはい、どうぞ。

〇委員

カームダウン、クールダウン記載していただきましてありがとうございます。

ただちょっと事務局の方と話をしてですね、改めてカームダウンってちょっと難しいかなと。

何かなというふうなこともありましてですね、196ページのあの用語集のところにその看板をですね、追加をしていただいたらと思うんです。

それと同じようにオールジェンダートイレもですね、ここに用語集のところにですね、提供するというのは、有効かなというふうに思います。

それとですねやはり言葉だけではカームダウンがわかりにくいんで、この知的障害等の章にイラストか写真何か追加をしていただく方がいいのかなというふうに思います。

〇部会長代行

事務局いかがですか。

〇事務局

用語集への記載と、あと併せてイラストの方、いいものを探して入れるようにさせていただけたらと思っております。

〇部会長代行

今のカームダウン、クールダウンってなかなかちょっと一般の方に伝わってない、それからオールジェンダートイレってのも伝わってない状況なので積極的にそういうことをやっぱり表現していった方がいい。

時期なのかなっていうふうに私も思いますね。

他にございませんでしょうか。

〇委員

先ほど言った21の小規模店舗の設計のガイドラインのところの一番最初の前文のところなんですけれども、真ん中程ですね、テナントビルにおける入れ替え時においても円滑に利用できるように整備することが求められるというふうにありますが、ここも過去になるんですが、我々よくテナントビル、上の12階がレストラン街みたいになってるときに、その12階のお店一つ一つがバリアフリーになってるのかっていうと、どうもそうでないところもあったりする。

店の中に段差があったりするようなときがあって、何でここはそういうふうになってないんだろうかっていうふうな思いを持つ場合も多いわけですね。

ただ、ああいうとこってい店の入れ替えが結構ありますので、一番最初のオープン時のお店としばらく経ってから行くときとはお店が変わってしまう場合があって、最初のオープン時のときは、全部のお店がバリアフリーに、本来ある程度広いお店で全体でいうとテナントビルは広いので、全部のお店行けるようになっているはずだけれども、その中の1店舗が変わると入り口は入れたり、そのままするんだけど、入った後に急に段差が出てきて、その後進めないようなお店があって変わっちゃったりするそれのは今のところ、変な話どうしようもないというか、そういうことが確認の上、起こりうるていうことという理解でいいのかっていうことが確認です。

もう1回整理すると、最初のテナントビルが入る店舗は全て全部バリアフリーになっているけれども、そこからお店が変わった場合はいちいち確認を取らない可能性があるので、ひょっとしたら店の中に段差ができたとしても未確認のまま、お店がスタートしてしまう、新しいお店がスタートしてしまう可能性があってそういう認識のもとでこの1行を入れていただいたのかということが確認の一つです。

それとあの、もう一つはその次の行これ言葉の問題なんですけれども、全ての人に使いやすい建築物は、建築的な対応によるハードの整備だけで達成されることが望ましいが、その後ソフト面の工夫を行うことも重要となるというように書いていただいてるんですが、これはおそらく最初というか、この文章を書くときに、ハードの整備だけであの、そういうので達成されるものではなくてソフトの部分を大切だっていう文脈で書いていただいてたんじゃないのかなという気がするんですなぜ、何を言いたいかというとここのね、整備だけハード整備だけのだけっているのかなっていうふうな気が若干しまして、途中で書きぶりを変えたのでこのだけが、ある意味、残ったのかなっていう気もしてて、ちょっと読んでると少し違和感があって、もしそういう意図であればちょっとその細かいことになりますけれどもいらないのかなという気がしたということです。

以上2点です。

〇部会長代行

事務局いかがでしょうか。

ハードの整備で達成されることっていうふうに書けばいいですよね。

〇事務局

まず最初のご質問について、オープンのときにＯＫで改装のときに変わってしまうというところですけれども、改装される中で、建築確認などのチェックが働くような改装という場合でなければ、確認を出さずにできる部分もありますので、その時にはチェックがないからといって、バリアフリーに対応できていないというのは望ましくありませんのでそういう意味でこのテナントビルの一部分を記載しています。

それと、「ハードの整備だけで」というところですが、元々の文章が残ったというところがありますので、「だけ」というのは削除させていただきたいと思っております。

〇部会長代行

すいません私の方からいいですか。そのだけの下のところにソフト面の工夫を建築主等が行うことも重要となるその前から繋がってるのでそこだけあげちゃいけないかもしれないですけど、建築主がこういったソフト面の工夫をする、できるかなっていうちょっと何か疑問を感じまして。

だから他の人も入るんですけど、むしろ適任なのはその店舗の管理者もしくは何か、ＣＥＯというか、上側にあるんじゃないかなって気がしまして建築主はちょっと違うかなとか思ったりしております。

〇事務局

今のご意見ですけれども、店舗の管理者とか店主とかそういう形で少し言葉を補足させていただけたらと思っております。

〇部会長代行

お願いいたします。

他ございませんでしょうか。

では先に進めまして資料1－6の方に移りたいと思います資料1－6の方でご質問等ございませんでしょうか。

〇委員

はい1－6の方ですが、項目等を増やしていただいてありがとうございますということと、あとこの間私達の方で、やっぱ狭いっていうか、そんな広くない店舗であっても、スロープつけれるようなところにも関わらず、やっぱり1段を設けてしまって、そこで入れにくいような状況が起きているというようなこともお伝えさせていただいたとかと思うんですけども。

この店舗の出入口における段差の解消の義務化っていうのは、この検討項目に加えられないのかっていうことをお伺いしたいことが一つです。

それと、これは来年度今後の検討項目ということで、来年度以降というか進めていっていただけるかと思うんですけれども。

私達の、まずの大きな問題意識としては、先ほど店舗の出入り口もあるんですが、2階建てのコンビニがあって、2階に車椅子トイレがあって、1階と2階の移動は階段でしかできないっていうような建物が条例上可能だということになってしまっているっていうことは、早急に何とかならないのかとか思ったりするわけなんですけれども。

どういう道順でやっていくのかっていうことを、もう今のところ、今こうするっていうことにはならないとは思うんですけれども。

どういうふうに考えていっていただけるかっていうことが一つと、あと最後に書かれてる万博もそうなんですが、数年前に勉強会みたいな任意の参加で、各団体から何名か参加できるような形での勉強会をやっていただいたりもしたんですが、万博も含めてね。

ちょっとそういう形での勉強会を来年度以降持っていただきたいというふうにも思っていますんで、やっぱり要望ということで、今ここではい、いいえということではないのかもしれませんがご検討いただきたいなというように思います。

〇部会長代行

では、事務局の方からお願いいたします。

〇事務局

まず出入り口の段差解消の義務化については、小規模店舗の場合に、道にべったり張り付いてるような場合ですとなかなか難しいと思っておりまして、整理していく中で今、項目としては挙げていません。が、そういったところも含めて議論していただいた方がいいのではないかというところです。義務化するかしないかは来年度議論いただくとして、項目として挙げるのかどうかというところは、皆さんのご意見をいただけたらと思います。

それとコンビニのお話で、どういうふうに進めていくかというところですけれども、今記載している項目を検討していく中で、結構たくさんございますので、どれを優先して議論していくのかは、皆さんでご議論いただいて、多分一斉にやると拡散したりする場合もあるかと思いますので、そういう進め方とか順番なども、皆さんの意見を聞きながらと思っております。

勉強会という形のお話ですけれども部会、審議会それと過去には勉強会でさせていただいてるものもありますので、来年度はその勉強会という形で、何回かさせていただくのかなとは思っております。

出席者、人数などは現時点では明確にお答えできませんが、勉強会という形は考えております。

〇部会長代行

はいわかりました、ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

今日は聴覚の団体の方はお休みでしたね。視覚の方でいかがですか。

〇委員

どうぞよろしくお願いいたします。

既に前回委員さんの方から指摘があることの繰り返しになってしまうんですけれども、特に段差等は明度とか非常に気を使って配慮してもらわないと。残念ながら私の地元でもそういうことがないがゆえに、階段の段鼻に杖が入ったりしてとても危険な状態になってます。

それでその段鼻であるとか、点字ブロックの明度差とその周辺の部分の明度差は大変、大事なことだと考えておりますのでこれに関してお願いしたいと思います。

〇部会長代行

ありがとうございますご意見として承っておきたいと思います。

〇委員

こうやって皆さんが集まって、福祉のまちづくりのことを考えている中で、建物の入り口に段差があるかないかっていう話をわざわざしてること自体が、おかしいというか、変やなと。

段差をなくすことを目的にこの会議ってされてきてるはずだから。

文章の書き方、書きぶりはどうかわからないけれども、大阪府というところが、こういう姿勢でやるんだっていうところをどっかで表しておかないと、段差あってもいいんじゃないかになってしまうんですよね。

ＪＲであったり鉄道会社は、どんどん段差をなくして、車椅子の方が板を使わなくても、乗りやすくするように努力していってるわけですよ。

そうやって、社会的な動きとしては、段差をなくすような方向へ行こうとしてるんだから、行政としても、どっかにそういう姿勢でこうですよって私達はこう考えてるからこういうものを作っていってるんですよということをどっかで表して欲しいなっていうのはものすごく感じるところです。

〇部会長代行

ありがとうございます。

現状どんな形でそういう発信されてるかというと、確かに一般市民にあんまり見えてないのかわからないんですけど、事務局的にはコメントできますでしょうか。

〇事務局

姿勢を示すことが大事ということで。

しっかりとそこは肝に銘じて進めていきたいと思っております。その中でどういったことができるか、やるべきかっていうところですね。

また来年度皆さんのご意見いただきながら、この検討項目で挙がってるものを重点的にさせていただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〇部会長代行

他に何か全体でご意見ありせんか。

〇委員

今までの議論が結構反映されてるので、今日この内容には、大分満足してる状況です。

今後の課題の中にも出てましたけれども、やっぱり1階から2階でいいんですかね、その移動するときにこの表現が、一つの経路を設けるというような言い方の表現になってるんですけども、実際私の地元でも新しい施設ができたんですけども、広い2階があるんですけども、1階との移動でスロープを付けてほしいというように言うんですけども、いやエレベーターがあるかなと。

災害起きても非常用エレベーター動くというような形で、スロープ設置されなかったんですけども、やはりやっぱりそういう災害ときでも動くエレベーターでもやっぱ不安が募りますので、確実に物理的にやっぱり移動できるスロープなどをね、設置するいう。

だから先ほど一つの経路を設けるという場合でも、状況によってはきっちりとスロープをつけるとかね、いうような形の表現なんかもしていくことも必要かなというように思ったりはします。

〇部会長代行

あと事務局いかがですか。

〇事務局

そうですねどういう形で変えていくのがいいのか、いろいろご意見頂戴したいと思います。

〇委員

この部会では、いわゆる非常に詳細なガイドラインの改定ということで議論されてますので、少し角度の違うといいますかソフト面の方からのね、ご意見もしたいと思うんですがちょうど先ほど21番のその小規模店舗のところで議論になってまして、確かにハードの整備だけでっていうところなんだな、と一般の方だとね、何も違和感なく読み飛ばされるようなことで、なかなかその一般市民に対するバリアフリーのね、認識がどこまで浸透しているかということなんですが、やはりハード面を整備するのと並行してというか同時にですね、ソフト面も推進していきたいと思うわけですけれども、ちょっと地域福祉の観点からですと少しご参考になるのは、例えばチェックして高齢者の見守りなんていうことをしますときに、小規模店舗などが入ると思うんですが、自治体が、いわゆる業者とか、店舗と見守り協定というのをね、結びまして、そして何かこうステッカーを作って、そしてこの店舗はその今見守り協定推進店舗っていうようなことで、そうすっとお店の表にそういうステッカーがあることでここはあの見守りを推進している店舗なんだなと。

そのステッカーも営業の車なんかには横に貼り付けて走るわけですね。

そうすると店舗もちょっとした宣伝にもなりますし、それから一般市民の意識啓発にもなります。

先ほどもこの小規模店舗のところで、ソフト面の工夫もっていうような書きぶりもありましたので、何か少し将来のね、議論になるかと思うんですけれども、自治体と、それから小規模店舗とかいろんなところと、協定って言いますかね、いわゆるこのバリアフリー推進。

店舗みたいなことで認証店というか、認定証みたいなそういったステッカーを貼ることでここの店にさしかかったときに、ここはバリアフリーを推進してるんだなっていうなことを、バリアを感じる人のことをバリアを感じない人にどう伝えていくかっていうことをものすごく大事だと思うんですね。

やっぱりちょっと程度の支援があると、そのバリアが解消できるっていうことは、たくさんあると思うんですね。

小規模店舗なんか本当にあの完全にバリアフリー化することはなかなか難しい時間を要するということですので、一般の市民を今そういった意識啓発も含め、それから小規模店舗でもバリアフリー推進店舗ということでやや戦略効果もありますし、それから一般市民への意識啓発になると思います。

あの前回か前々回かの部会か審議会で委員の方もご発言あったと思うんですが、トイレなどにさしかかったときにそこにその数より良い機能の付いてるトイレがあるかどうかっていうなこともピクトグラムなどでね、外からわかるような場合がありますが、少しこの建物に近づいたときにわかるようなステッカーとか表示っていうようなことは、ますますこれからも進めていっていただいて、一般市民がバリアフリーに対して関心を持ったり、必要やなと。

それから、そしてまた人の手が支援としてね、得られるっていうことがより望ましい社会じゃないかなと思います。

少し地域福祉の観点からご発言させていただきました。

〇部会長代行

もう何十年もやってて、またそういうことって忘れてしまうんですね。

本当に何か委員にご意見いただいて、そうそうそれ確かに大事なことなのよねって思い出しましたというか、忘れてしまうことがあります。昔、建築に適合マークみたいなねなんか、車椅子マークの適合マークありましたけどあれもなんか半分信用できるようなできないような感じのものであったりとかしまして、またちょっとそういうところですね、こういった事業というか考え方をアピールできるような、原点に返って特に今から着目されるのはソフト面大事っていうふうなことも改めて教えていただきましたし、もう少しね、アピールしていけたらいいかなと。

もうここまで私達に何年もやっててこんなの当たり前よねって思ってることが当たり前じゃない、忘れられてしまっていることもたくさんありますので、また少し原点に返りながら、勉強会とかね、何かを続けていけたらいいなというふうに思います。

というのは私の意見でしたが事務局いかがですか。

〇事務局

大阪府でございます。私どももその通りと思っております。バリアフリーやっていただくっていうのもそうですけれども広く周知して身近に感じていただくこと、それをきっかけにまたバリアフリーを広めていただくということが大事かなと思っておりますので、バリアフリーのＰＲとかを進めていけたらいいなと思っております。

〇部会長代行

他に何かございませんでしょうか。

ではそろそろ終わりたいと思います。皆様本日も熱心なご議論をありがとうございました。

今回のご意見を踏まえ部会長代行預かりとして、事務局と修正案を作成したものを、審議会に諮らせていただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

修正案につきましては、事前にまた皆様にはメールにて照会させていただきます。

そのときはよろしくお願いいたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

それでは事務局にお返ししたいと思いますお願いします。

〇事務局

部会長代行ありがとうございました。

また委員の皆様には貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。

後日、審議会の日程調整をさせていただきますので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

では最後に、大阪府、都市整備部、住宅建築局副理事よりご挨拶させていただきます。

〇副理事

都市整備部、住宅建築局副理事をしております日野出でございます。

本日も大変熱心な御議論いただきましてありがとうございます。

議題といたしましては、国の設計標準、それを踏まえて、大阪府のガイドラインを改訂していくということで非常に詳細なところまで、ご検討いただいてご意見いただいて、今年度に入りまして3回部会を開催いたしましたけども、その部会の後にでもですね、個別にご相談のっていただきまして、ガイドラインの改訂としては非常に丁寧に進めてこれたのではないかと、充実できたのではないかというふうに思っております。

一方で本日の部会でも御議論いただきました今回のガイドラインの改訂これはこれで一つ進めればいいということですけれども、そもそも大阪府としての基本的な考え方は何なのかと今後もっとしっかり議論すべきこともあるんじゃないかと、そういった問題提起もいただいたところでございます。今後ともしっかり進めていければというふうに思っております。

今年度ご議論いただきました大阪府の福祉のまちづくり条例のガイドライン、改訂案ですね、今日いただいた意見を反映した上で、ガイドラインの改訂案ということで、審議会の方に諮らせていただきたいと思います。日程調整の方速やかにさせていただいて、できるだけ早急に審議会開催できればなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また来年度になりますけども、基準の義務化に関しての議論ですとか、あるいは万博の方で示されておりますユニバーサルデザインガイドラインそういったものを踏まえた大阪府のガイドラインのフィードバックをどうしていくかそういったことについてもですね、来年度になりますけども、進め方でございますとか、勉強会も含めてということですけれども、どういった項目を議論していくとか、そんなことをですねしっかりご相談させていただきながらしっかり時間をかけて議論していきたいなというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

本日は長時間にわたりましてありがとうございました。

引き続きまたよろしくお願いいたします。

〇事務局

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。